平成２８年（フ）第５０７号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡北１－３－41コートハウス忠岡１、住民票上の住所京都府舞鶴市竜宮町３番地16―102号
債務者　西口　莉沙（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５０８号
大阪府阪南市桑畑559番地の30、前住所大阪府阪南市自然田1380番地の６
債務者　魚本商会こと　魚本　孝志
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５０９号
大阪府阪南市桑畑559番地の30、前住所大阪府阪南市自然田1380番地の６
債務者　魚本　由美
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５９４号
大阪府高槻市玉川２丁目11番201号、申立時の住所大阪府和泉市和田町212番地の９
債務者　北野　正人
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
大阪府和泉市小田町３丁目９番29号、前住所大阪府和泉市小田町２丁目19番25―202号
債務者　篠原マサ子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
大阪府阪南市箱作1178番地の59、前住所大阪府阪南市箱の浦2604番地の449
債務者　中村　一樹
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
北海道北広島市美沢１丁目10番地１
債務者　内海　圭子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１０号
札幌市中央区南14条西１丁目２番14号　カサデューク28―102号
債務者　森　絵里香
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２０号
札幌市北区北24条西16丁目１番６号　会田ＡＰ201号
債務者　島田　英昭
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３３号
札幌市豊平区月寒西２条10丁目２番72―202号
債務者　菊地　裕子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０９号
北海道釧路郡釧路町釧望台２丁目65番地
債務者　鎌田さつ子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第６号
北海道帯広市西20条南３丁目31番13号　パリエ20―２Ｂ号室
債務者　長田　健吾
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第８号
北海道帯広市大正町基線100番地　大正５．512号
債務者　山本　美里
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第５号
埼玉県所沢市中新井１丁目939番地の１　パリオ・ベルデＡ―202
債務者　大和正八郎
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１４号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井867番地14
債務者　新井　恵子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７４号
千葉県大網白里市小中887番地２
債務者　内海　信浩
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１８５号
千葉県山武市殿台77番地４
債務者　石原　哲夫
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係